

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の下旬までに税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7.5・2割)及び減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんが、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかるとの申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象として、8月より「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

国民健康保険料のための所得申告書に関する窓口サービス課(保険年金) 06-6647-9956 06-6633-2270

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の現況届おおよび現況届の提出について

特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を、8月12日(水)～9月11日(金)(土・日・祝日を除く)に区役所3階32番窓口へ提出してください。

これらの届は支給要件や所得状況を確認するもので、8月以降の届は支給に必要ない場合があります。期間内に提出されない場合、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。なお、前年の所得額等により、支給が停止される場合があります。

保健福祉課(障がい者支援)

06-6647-9897 06-6644-1967

児童扶養手当の現況届手続きのお知らせ

現在、児童扶養手当を受給している方にお知らせ(現況届について)をお送りします。8月中旬に区役所3階32番窓口へ保健福祉課 児童扶養手当業務担当へ現況届を提出してください。

この届の提出がない場合は、令和3年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。



保健福祉課(子育て支援) 06-6647-9895 06-6644-1967

外国人の子どもが日本の学校へ入るに際して(お知らせ)

外国人の子どもが日本の学校へ入るには、つづきがあり、令和3年(2021年)4月に「大阪市立小学校」「大阪市立中学校」へ入りたいときは、住んでいる区の区役所へ、つづきを提出してください。

学校へ入ることが出来る(子ども) 小学校「平成26年(2014年)4月2日から平成27年(2015年)4月1日までに生まれたひと」 中学校「令和3年(2021年)3月に小学校を卒業するひと」

①令和2年(2020年)8月15日ごろに区役所から「入学のご案内」を送ります。 ②「入学のご案内」の「入学申請書」を書いてください。 ③令和2年(2020年)9月30日までに住んでいる区役所へ持ってきてください。 ゆうびんで送ることもできます。

「入学のご案内」を持っていないとき 書類などを 持って 区役所へ きてください。 「はなこ」 「住んでいる ばしょ や なまえが わかる 書類」 (在留カード パスポート など) 「小学校の 卒業が わかる 書類」 (中学校に入る ひと。 住んでいる 区) 「大阪市立小学校」を 卒業する ひと は いりません。

「学校選択制」(入る 学校を えらぶ しゅみ)について 「大阪市立小学校」「大阪市立中学校」は 住んでいる ばしょで 入る 学校が 決まります。 ただし「学校選択制」は 住んでいる 区 の なかで 学校を えらぶ ことが できます。 9月に 住んでいる 区役所から「学校案内」を送ります。 入りたい 学校が あるときは 「学校案内」と いっしょに 送る 「学校選択制希望調査票」を 令和2年(2020年)10月30日までに 区役所へ 持ってきてください。 ゆうびんで 送ることも できます。

区役所から「就学通知書」が届きます。 12月31日までに 区役所から 「就学通知書」が届きます。 わからないうちは 区役所の窓口サービス課(住民情報)へ きてください。

窓口サービス課(住民情報) 06-6647-9963 06-6633-2270

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限は、8月31日(月)です。

新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含み、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により減額・免除されることがあります。詳しくは、令和2年1月1日現在在住の区を担当する市税事務所へご相談ください。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込Webでの申込みもできます。(をぜひご利用ください。 また、クレジットカード納付(Apple Payのご利用も可能です。)、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行アプリもご利用いただけます。

なお、納付方法は変更または追加になる場合があります。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

大阪市 市税 納付 検索

新型コロナウィルス感染症の影響に伴う「納税のご相談」について

新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限までに納付が困難な場合は、納税を猶予する制度があります。詳しくは、管轄の市税事務所の収納対策担当にお問い合わせてください。

なお、お問い合わせは、新型コロナウィルス感染症の拡大を防ぐため、お電話でお願いします。お電話が混み合い、繋がりにくいことや対応にお時間を要することがありますが、ご理解をお願いします。

お問い合わせの前には、大阪市ホームページなどをご覧ください。

市税の納税や猶予に関するお問い合わせ 市税事務所 収納対策担当 06-4367-2649

法人市税や事業所税等の納税や猶予に関するお問い合わせ 船場法人市税事務所 収納対策担当 06-4705-2949

蚊の対策について

蚊はデング熱などの感染症を媒介することがあります。感染症を未然に防ぐには、普段からの蚊対策が必要になります。

蚊の発生源(水たまり)をなくす。 植木鉢の受け皿・廃材の溜まり水・雨水マスについては定期清掃や防虫網の設置等。

蚊に刺されないよう(1)肌の露出を控える。虫よけ剤を適切に使用する等。(2)デング熱は、蚊を介して感染するもので、人から人に直接感染することはありません。

なお、これまでのところ、新型コロナウイルスは蚊に刺されることでうつった事例はありません(厚労省新型コロナウイルスに関するQ&Aより)。

保健福祉課(保健)3階34番 06-6647-9973 06-6644-1967

大阪府からのお知らせ

個人事業税の納期限は、8月31日(月)です。個人事業税の納付書を8月に送付します。納付書は第1期分及び第2期分をまとめて送付します(口座振替)利用の方を除きます。納付時にはお間違いのないようご注意ください。年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

納期限 令和2年8月31日(第1期分)、11月30日(第2期分) 納付方法 納税通知書裏面に記載の金融機関、大阪府内の郵便局、コンビニエンスストア等、府税事務所へ納付することができます。

さらに、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy(ペイジー)に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付やスマートフォン決済アプリ「PayB(ペイビー)」を利用して納付することもできます。 また、納期限日にご指定口座から自動引き落としされる口座振替制度もご利用ください。

詳しくは、最寄りの府税事務所へお問い合わせください。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により納税が困難な場合には納税の猶予制度があります。

府税あらかると 検索

なにわ南府税事務所 06-6775-1414(代表) (天王寺区浪速区・阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区)

8月は「子ども110番月間」です

地域のご家庭や店舗等に協力いただき、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに、助けを求める避難場所の提供等をいただくものです。協力家庭や店舗には「子ども110番の家」プレートを見やすいところに貼っていただき、子どもたちがかけ込んできたときには、子どもたちの保護と警察への通報をお願いします。

浪速区役所では、この運動の趣旨にご賛同いただける「家庭や店舗等を募集しています。詳しくは区役所担当までお問い合わせください。

市民協働課(教育・学習支援) 06-6644-7974 06-6633-2270

文の里中学校夜間学級(阿倍野区美草園)

入学生を募集しています。一緒に勉強しましょう。 締切:9月10日(木) 詳しくはお電話ください。

文の里中学校夜間学級 06-6621-0790(平日13時~19時) ※ホームページも見てください。

